

様式第10号（第7条関係）

令和 3年 4月 14日

武雄市長 小松政様

(武雄市議会議長経由)

会派名 日本共産党  
代表者名 江原一雄



政務活動費実績報告書

武雄市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり令和2年度政務活動費の実績を報告します。

|        |              |
|--------|--------------|
| 交付年月日  | 令和 2年 4月 15日 |
| 文書番号   | 武市総第 38号     |
| 交付年度   | 令和 2 年 度     |
| 完了年月日  | 令和 3年 3月 31日 |
| 交付決定金額 | 100,000 円    |

## 令和2年度事業報告書

(会派名 日本共产党 )

令和 3年 4月 14日

武雄市議会議長 山口昌宏様

会派名

代表者名

日本共产党  
江原一雄

## 収 支 報 告 書

武雄市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、次とおり令和2年度政務活動費の収支を報告します。

## 1 収 入

政務活動費 100,000 円

## 2 支 出

| 項目       | 金額      | 備考 |
|----------|---------|----|
| 調査研究費    | 円       |    |
| 研修費      |         |    |
| 広報費      | 114,391 |    |
| 広聴費      |         |    |
| 要請・陳情活動費 |         |    |
| 会議費      |         |    |
| 資料作成費    |         |    |
| 資料購入費    |         |    |
| 人件費      |         |    |
| 事務所費     |         |    |
| 計        | 114,391 |    |

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残額

0 円

## 支出明細書

|                 |             |         |    |         |
|-----------------|-------------|---------|----|---------|
| 項目              | 旅費報支        |         |    |         |
| 金額              | 114,391円    |         |    |         |
| 摘要              | 議会報告印刷代、折込料 |         |    |         |
| 支出明細            | 種別          | 単価      | 数量 | 金額      |
|                 | 印刷代         | 80.527円 | /  | 80.527円 |
|                 | 折込料         | 33.864  |    | 33.864  |
|                 |             |         |    |         |
|                 |             |         |    |         |
|                 |             |         |    |         |
|                 |             |         |    |         |
|                 |             |         |    |         |
|                 |             |         |    |         |
|                 |             |         |    |         |
|                 | 計           |         |    | 114,391 |
| 支出明細<br>(調査旅費用) | 目的          | 場所      | 期日 | 人員 金額   |
|                 |             |         |    | 人 円     |
|                 |             |         |    |         |
|                 |             |         |    |         |
|                 |             |         |    |         |
|                 | 計           |         |    |         |

政務活動費 領収書写し  
《令和2年度分》

【科目】(いずれか1つに○をつける)

調査研究費 研修費 **広報費** 広聴費 要請・陳情活動費  
会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

|     |         |
|-----|---------|
| 金額  | 80,527円 |
| 支払先 | ラクスル    |
| 内容  | 印刷代     |

【領収書添付欄】注: 領収書が重ならないように貼ってください。

領收証 江原一雄 様 No.\_\_\_\_\_

金額 ￥80527-

但 ネットプリント代金にて  
2021年2月3日 上記正に領収いたしました

内訳  
税抜金額  
消費税額(%)

CWF Creative Works Factory  
〒843-0151  
佐賀県武雄市若木町川古 6170-2  
諸石信義 電話 090-3044-6388

GR1417

ラクスル  
佐賀県武雄市武雄町武雄49-2  
電話: 0954-22-6548 レジ:#2

2021年02月03日(水) 09:43 売071  
ラクスル外-別小口 払込領収書

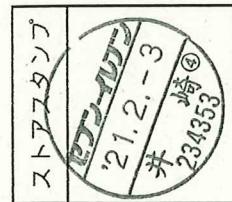
お客様控

諸石 信義

¥80,527-

払込先名 ラクスル (GMOペイメントメントゲートウェイ)  
お客様用連絡先  
03-4577-9200, contact@raksl.jp.com

払込票番号  
7220-52356-1137  
2021年02月03日



政務活動費 領収書写し  
《令和2年度分》

【科 目】( いずれか1つに○をつける )

調查研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費  
會議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費

|     |              |   |
|-----|--------------|---|
| 金額  | 33,864       | 円 |
| 支払先 | 佐賀新聞サービスセンター |   |
| 内容  | 折込料          |   |

【領収書添付欄】注：領収書が重ならないように貼ってください。

## 領 収 書

No 004409

武進市市會議員 江原一雄様

~~合印~~ 3年2月22日

總額 ￥ 33,864

上記のとおり領収いたしました。



印  
紙

## 防災無線 なぜ武雄市だけが議会にかけないのか

隣接2市2町は「工事又は製造の請負」だから議会にかけている

画です。令和2年5月28日、議員に、「優先交渉権者が決定しました」とのメール通知が送られてきました。そして、7月14日にK社と契約しました。しかし、この間、議会への契約議案が提出されることがなく業務が進められているのです。

資料 ①

## 武雄市防災情報発信システム構築業務公募型プロポーザル実施要領

1 越谷  
本委員会は、武蔵市(以下「市」という。)における防災情報発信システムを構築する事業者の公

|                                     |                            |
|-------------------------------------|----------------------------|
| 4 駐日手帳のスケジュール                       |                            |
| ・ <b>公演日程</b>                       | 令和2年4月29日（月）               |
| ・ <b>貿易会社訪問</b>                     | 令和2年4月29日（月）から4月24日（火）までの間 |
| ・ <b>貿易商談の公演（見聞録見出し）</b>            | 令和2年4月29日（月）               |
| ・ <b>参加貿易見習い会訪問</b>                 | 令和2年4月29日（月）から5月7日（木）までの間  |
| ・ <b>企画巡回公演の公演回数</b>                | 令和2年4月29日（月）から5月11日（金）までの間 |
| ・ <b>前半定期公演会</b>                    | 令和2年4月29日（月）               |
| 上述について、電話及びメールによる文書の提出を要しない。公演はしない。 |                            |
| ・ <b>企画巡回公演ビデオ撮影</b>                | 令和2年4月29日（月）から5月30日（水）までの間 |
| 注記：ビデオ撮影は、各公演の開演後、観客席に隣接する座席        |                            |
| ・ <b>取扱説明会</b>                      | 令和2年4月29日（月）               |
| ・ <b>黙想会（感想会）</b>                   | 令和2年4月29日（月）               |
| ・ <b>定期公演（本祭り）</b>                  | 令和2年4月29日（月）から5月11日（金）までの間 |
| ・ <b>事務局会議</b>                      | 令和2年4月29日（月）から5月11日（金）までの間 |
| 注記：定期公演、戸別対応設営会場から車両移動時間も開催時間を拘束する。 |                            |
| ・ <b>工事工事</b>                       | 令和2年4月                     |
| ・ <b>システム運用開始</b>                   | 令和2年4月                     |

資料 ②

武蔵市防災情報発信システム構築業務仕様書

武蔵市 総務部 防災・減災課

### 1 目的

武蔵市防災情報発信システムは、災害時情報伝達により、武蔵市（以下「発信者」という。）の住民等に向けた緊急情報を発信等を行うシステムを実現するものである。

### 2 構成要素

- (構成要項)  
① 構成要項  
販賣資訊：武蔵市大字河内 12番地 10 武蔵市役所内及び武蔵市一円
- (構成するシステムの範囲)  
② 構成するシステムの範囲  
「武蔵市防災情報発信システム構築業務 発信記録書」（以下「発信記録書」という。）のとおりとする。
- (実現の範囲)  
本取引の対象は、厅舎の4階に整備する防災情報発信システム及び市内各戸別災害警報装置等とする。
- (戸別災害警報装置)  
本取引の対象とする戸別災害警報の台数は15,000とする。ただし、戸内に設置するものではなく、各戸主が他の戸への設置のため、整備台数の実現の可能性があらため考慮することとする。

### 3 値段

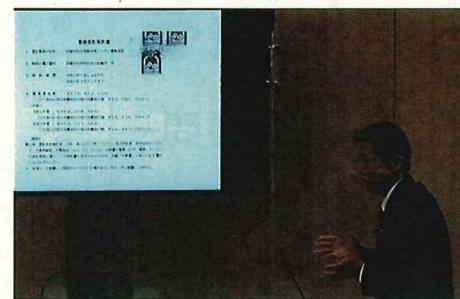
この商品の取扱いは、誰かの迷惑を受けるため、誰かの承認を得られない場合は本契約として認められません。

また、戸別災害警報の設置台数が増加する場合、本契約後の契約変更を行います。

資料 ⑥

| 集会委長契約書  |   |
|--|---|
| 1 委託書の名称   | 武藏府市販促進会議システム導入実施委員会  |
| 2 会員の登録番号  | 武藏府市販促進会議システム導入実施委員会  |
| 3 会員 施 稿 同   | 令和2年7月14日から<br>令和3年7月31日まで  |
| 4 施 稿 費 用料   | ¥ 57,842,120<br>(うち月別販促費の月額割合) ¥ 52,582,920~<br>920~<br>年間合計<br>¥ 300,308,560~<br>(うち月別販促費の月額割合) ¥ 28,118,960~<br>960~<br>年間合計<br>¥ 269,103,560~<br>(うち月別販促費の月額割合) ¥ 234,463,960~ |
| 5 施 稿 内 容  | 販促活動の実績   |
| 6 施 稿 費 金  | ¥ 57,842,000~   |
| 上記の委託書について、当事者は受託者は、各々の専門的な立場による各自に基づいて、<br>指揮の元に従事する立場を明確に定め、各自が責任を負う範囲で実行に付けるものと<br>する。                          |   |
| また、受託者が実業家を通じて実行している場合は、受託者は、別途の内規又は連絡規定<br>により受託者の権限を明確に規定して置くこととする。<br>この契約の成立として、本件を2回以上実行し、双方が了承の印印の上、各1本を有する。 |   |
| 令和2年7月14日  |   |
| 受託者  | 佐 武 武藏府市販促進会議システム導入実施委員会  |
| 氏 名  | 武藏府市販促進会議システム導入実施委員会  |
| 受託者  | 佐 武 武藏府市販促進会議システム導入実施委員会  |
| 氏 名  | 武藏府市販促進会議システム導入実施委員会  |

体中2市) しながら、『非核平和宣言都市』の看板を撤去したままなのは寂しい。市内の被爆者団体からも看板設置を求める陳情があつている。武雄市からも日本政府に戦争禁止条約に署名し、批准することを求めましょう。



2020年12月9日一般質問する江原一雄議員

2年度の予算に防災情報発信システム構築業務費として3億3540万7千円（全体事業費2カ年6億8690万7千円）が計上されました。市の説明では、市内1万8千世帯の内8割の1万5千世帯に防災放送戸別受信機設置の計画です。令和2年5月28

はつきりと説明されています。資料④にあるように、地方自治法と市条例の第2条は「議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負とする」と決められている。ある区長さんたちも、そして市民感覚からも、「6億円ものの市民の税金を使うのだから何であれ議会にかける必

資料①は武雄市公募型のボーザル実施要領。資料②は構築業務仕様書。資料③は昨年度総務常任委員会での課題の説明です。これらの資料によれば、明確に傍線に示しているように、「仮契約をして、議会の議決を必要としている」とスケジュールが示されています。さらに課長の説明によ

日本共産党武雄市委員会  
武雄市議会議員江原一雄  
武雄市武雄町大字武雄4092-1  
電話(23)1493  
携帯090-2084-6402  
生活相談はお気軽にご相談ください

JCP 武雄 検索  
日本共産党発行  
**赤旗**  
日刊 ●月 3497 円  
日曜版 ●月 920 円

要がある」と市民の声などです。このことが9月・12月市議会定例会で問題になりました。

資料⑤は、近隣自治体の白石町の「建設工事請負契約書」です。

**資料(3)**

【例文】只共負擔議決案 今後のスケジュールですが、今回議決をいただければ区長会に説明をして、設置の旨説明を行と。行の、設置の旨説明を行なうなら負担の適正に入ることをうです。5月に入れをし、仮設をして、6月議会で承認いただければねと考えております。すので、5月くらいといふ見込みです。

**資料(4)**

○武進市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

平成18年3月1日  
条例第48号

(趣旨)

第1条 本議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関するについては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

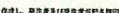
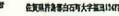
(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売却(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものの限り)。又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売却といふ。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

資料 ⑤

|  |   |
|--|---|
|   |  |
| <b>建設工事請負契約書</b>   |   |
|   |   |
| <b>第一工事番号</b>  |   |
| <b>第二工事番号</b> 平成20年度(仮称) 白石町魚島地区排水整備工事   |   |
| <b>第三工事番号</b> 魚島町白石地区内及び周辺内  |   |
| <b>第四工事番号</b> 自由競争の日 翌日<br>平成 20年 11月 20日 星期日 20日  |   |
| <b>第五工事代金額</b> ¥117,500,000-<br>(うち引当にかかる支払保証金及び賃貸料の額 5,455,000円)  |   |
| <b>第六工事代金の支払地</b> 白石町役場  |   |
| <b>第七契約締結会員</b>  |   |
| <p>上記文字等について、被認定者と受認者は、各々の対等な意思における合意に基づいて、別紙の合意確認書に記載の事項を了承する旨を各所にて正副複数枚提出し、併せて文書にて各自がこれを履行するものとする。</p>   |   |
| <p>この契約書は、建設省が地方整備技術令第1回規則第5条の規定により白石町役場の監査を受けたもので、地方自治法第23条第4項に付記する大字町名となることを許す旨と受認者は合意する。</p> <p>この契約の締結で本件を了承し、被認定者及び受認者は本件の執行の上、各自1通を所有する。</p>                               |   |
| 平成 20年 11月 27日   |   |
| 指定者  被認定者  |   |
| 白石町長 岸島健    |   |
| 受認者   |   |
| 代表 佐藤洋介   |   |
| 団体名式社 ケーブルコンピュータ販売所<br>東京支店   |   |

未機設置工事」仮契約書がH28年10月30日の平成28年第5回白石町議会臨時会にかけられています。だから、同じような事業である近隣自治体の、嬉野市、鹿島市、大町町、でも「工事又は製造の請負」として、市町法令に沿つて議会にかけられています。どうして、武雄市だけが議会にかけないのでしょうか。

江原一雄議員は、「市の行政は、法と条例に基づいて行うものであって、当然議会の承認が必要です。この資料⑥業務委託契約書の契約は中止し、破棄して再度やり直すべ

きです。でないと、正しい入札、公正な入札そして、議決権をちゃんと行使できる市民の負託に応えられる事業でないといけない」と発言しました。

## 住民訴訟を起こす

12月21日、江原市議を含む市民6人は、小松政市長を相手に「武雄市防災情報発信システム構築業務」契約は議会の承認が必要としており議決がされていない契約は「違法」として、契約の履行及び公金の差し止めを求めて住民訴訟を佐賀地方裁判所に提訴いたしました。

はばたき  
兵器禁止条約  
が発効され、人  
類史に明記さわ  
る日となつた  
「ふたたび波暴老」

1月22日

